

賠償に関する要望書

居住制限区域内の家屋 H25.10月

「浪江の自宅を見ると悲しくなる。もうネズミのフンとかで汚くてとても住める状態ではない。とても苦痛である」(70代女性) 精神的損害実態調査アンケートより

平成25年12月19日

福島県浪江町長 馬場 有

要 望 書

原子力損害賠償紛争審査会の審議において、帰還困難区域とそれ以外の区域について大きく取扱いが異なる内容となっている。

避難指示区域が複数に分断された町にとっては、こうした格差は復興の大きな足かせとなり、住民間の分断の原因となっている。

今後新たに示される中間指針の策定では、住民に混乱や不公平が生じないように、帰還困難区域とその他の区域で単純に切り分けるのではなく、全ての町民がそれぞれの復興に向けて心を一つにすることができる内容の指針の策定を強く求める。

**全ての町民に等しく生活再建の選択権を
実態に応じた相当期間の設定
被害実態に応じた精神的賠償基準の設定
被害が継続する限り賠償も継続**

1. 全ての町民に等しく生活再建の選択権を与えること

～長期間の帰還不能が確実である～

- ・除染が遅れており、避難指示は6年を超えて長期化することは確実である。
- ・区域にかかわらず、「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」は全町民に等しく発生している。

～浪江町内には高線量区域が混在している～

- ・区域は単に線量の差ではなく、行政区や地域の歴史的背景を踏まえた設定をしている。
- ・帰還困難区域に限らず高線量の地域が混在している。
- ・単純に区域により長期に帰還が困難であると判断出来るものではない。

～全ての町民に等しく生活再建の選択を与えること～

- ・全ての被害者が同様に生活再建するための選択ができるよう指針に示すこと。

2. 実態に応じた相当期間を設定すること

～浪江町は解除に向けた見通しが立たない状況にある～

- ・紛争審査会がモデルとした田村市は、行政機関が維持された中で全体の1%に満たない住民が避難したにすぎず、浪江町とは異なる。
- ・浪江町は除染の進行状況を見ても分かる通り、先行きが不透明であり、避難指示解除に向けた十分な見通しを立てることが困難である。

～相当期間の設定は実態と地元意見を重視すること～

- ・地域の実態を検証した上で、当面の目安としての年数を指針で示すこと。
- ・相当期間の判断にあたっては、地元自治体の意見が反映される仕組みを指針に明示すること。

3. 被害実態に応じた精神的賠償基準に改めること

～被害実態に応じた指針の改正を求める～

- ・紛争審査会は、現地を調査せず、原発事故による避難生活により被った、生活費の増加、地域社会の喪失、友人や家族との別離などの全人格的損害を反映しないまま指針を作成した。
- ・交通事故の自賠償の傷害慰謝料の基準を流用し、月額10万円の損害と定めた。
- ・紛争審査会は避難住民や自治体の声を聞き、現実の被災状況や被害者の生活上の困難を反映した賠償基準になるよう指針の見直しを行うこと。

4. 被害が継続する限り賠償も継続すること

～適正な賠償の継続を求める～

- ・被害者救済という紛争審査会の本来の役割に立ち返り、強制的に避難を余儀なくされ、今も深い苦痛を受けている被害者に寄り添い、被害が継続する限り賠償を継続することを明示すること。